

2木監査第17号

令和2年7月30日

木島平村長 日暮 正博 様

木島平村代表監査委員 渡邊 吉基

令和元年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和元年度木島平村一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和2年7月30日

木島平村長 日暮 正博 様

木島平村監査委員 渡邊 吉基
木島平村監査委員 勝山 卓

令和元年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和元年度木島平村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書(水道事業会計を除く)及び地方自治法施行令第166条の書類外関係帳票類、証拠書類等について、その内容を慎重に審査した結果次のとおり意見を付します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和元年度木島平村一般会計歳入歳出決算書及び関係帳票類
令和元年度木島平村情報通信特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類
令和元年度木島平村学校給食特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類
令和元年度木島平村奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類
令和元年度木島平村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類
令和元年度木島平村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類
令和元年度木島平村介護保険特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類
令和元年度木島平村観光施設特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類
令和元年度木島平村下水道特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類
令和元年度木島平村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類
令和元年度木島平村高社簡易水道特別会計歳入歳出決算書及び関係帳票類
令和元年度木島平村各種基金の運用等

2 審査の期間

令和2年7月21日から令和2年7月30日までのうち5日間

3 審査の手続

この審査にあたり、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

また、「地方公共団体財政健全化法」による村財政の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の4指標に注目した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められる。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しているので適正のものと認められる。

事業実績及び主要施策の成果の報告については、それぞれ適正であると認められる。

第3 総括

(1) 平成30年度決算審査において指摘した一般廃棄物処理事業の未実施事業については、早急に改善するとの回答を得ているが、改善されないまま今年も未実施となる。ごみ減量化は当村においても重要な課題であることから、今後着実に取り組みを実施し、減量化を図られたい。

(2) 本年度の村税の不納欠損額4,859,163円となっている。その要因を再度検証し、税負担の公平を欠くことのないよう回収に努められたい。

(3) 自主財源の確保は、村の財政運営において大変重要な課題のひとつである。村税及

び料金等における滞納金の徴収にあたり、既に対策会議等を設けて推進されているところであるが、さらに各係間において情報を共有し連携を図りながら引き続き徴収の強化に努められたい。

(4) 経費をいかに抑え軽減できるかは財政運営にとって肝要な事項である。日頃から経費の節約に努められているが、さらに電気料や燃料代等経費全般の削減に努められたい。

(5) 職員の労務管理について、村ではかねて公務災害が発生したことから再発防止を図るため対策をおこなってきたところであるが、職員の労働安全衛生対策、公務災害防止対策の取り組み等について、実効性あるものとされ、公務災害が起きないよう努められたい。

(6) 昨今の水害の発生及び頻発する地震等に加え、新型コロナウイルスの発生により一朝有事の際の避難所の運営等の対応が非常に重要となってきている。現在村には数か所の避難所指定施設があるが、村民の安全を確保するため、新型コロナウイルスにも対応した、避難所運営に係るマニュアル等を早期に策定されたい。

(7) 村ではここ数年来大学連携事業として、学生による地域連携ワークショップ事業を実施し、若者のアイディアによる村づくりに向けての提案を受けてきた。これらの提案について検討委員会を設置する等により実現の可能性を検討されたい。

(8) 後期高齢者医療事業において、令和2年5月15日付けで資格喪失者へ保険料還付が行われている。保険料を還付した対象者は平成30年4月から令和2年3月と長期間に渡って資格消失した者であった。保険料還付事務処理については、手順書の有無を確認し、その手順書に従って正確な事務処理をすることとされたい。

(9) 国民健康保険事業の安定した運営を進めるためには、被保険者の健康管理に意を注ぎ、病気にならないこと、また病気が早期に発見・治療されることが肝要である。引き続き健康管理健診の受診率の更なる向上と病気予防対策に積極的に取り組まれたい。

(10) 村の第三セクター木島平観光株式会社に対し、令和元年1月から4月の間三回にわたり運転資金の申し込みにより、合計4千万円の貸付金が実行された。本来貸付金申し込みにあたっては、第三セクターといえども、その資金の必要性・金額の妥当性・回収の確実性・会社の財務内容等が把握できる必要書類の提出を求め十分審査したうえで応ずるべきである。

更に、木島平村長期貸付金貸付要綱第9条に於いても、事業計画書の提出を求めて

いるが、全く書類の徴求がないまま貸付けが行われている。早急に必要書類を徴求し実態の把握を行うとともに、返済について不履行とならないよう回収に万全を期されたい。なお、同要綱 9 条の徴求書類については、漠然としているので、具体的な内容に変更するよう検討されたい。

(1 1) 令和元年度において、空き家活用等補助事業について 4 件の申請があり、うち、2 件について、同交付要綱第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、18 歳以下の扶養する子と同居する者として補助金が加算されていた。加算にあたり同要件を確認したとする書類を添付されたい。

なお、要綱の中にいくつか年齢要件に係る記載があるが、要件に関する基準日の定めがないため、規程を明確にされたい。

(1 2) 木島平村スキー競技選手育成強化等補助金 1,080 千円が交付されている。補助限度額については同交付要綱第 4 条により補助対象経費の 2 分の 1 の額と規定されているが、確認すべき書類が添付されていないので、交付申請にあたり補助対象経費が確認できる書類を添付されたい。

(1 3) 生涯学習事業として樽川水系水源視察をおこなっているが、農業立村である当村においては、水は大変大切で貴重な資源である。先祖から大切に伝えられてきたこの資源を享受する村民として、この資源を大切にするとともに、守り伝えられてきた歴史を再確認する必要がある。また、この村の次代を担う子供たちへも伝承していく必要があるので、多くの方に参加いただくよう、事業の実施の方法について検討されたい。

第 4 財政の構造

実質公債費比率が 13.3 % で前年度対比 0.7 ポイント増となった。新庁舎の建設や公共施設の維持管理に伴い、実質公債費比率は更に上昇し数年後にはピークを迎えると予想されている。このように財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後とも公共施設の維持管理にあたっては管理計画に基づき総合的な判断のもと、実質公債費比率が 18 % を超えることがないよう計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法による 4 指標についても、数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。

